

# 地方分権改革 提案団体ヒアリング

## 高知市 添付資料

別添1 高知市の保育料

別添2-① 支給認定手続フロー（利用イメージ）

別添2-② 支給認定手続フロー（施設利用関係）

別添2-③ 支給認定手続フロー（支給認定部分）

平成28年7月12日

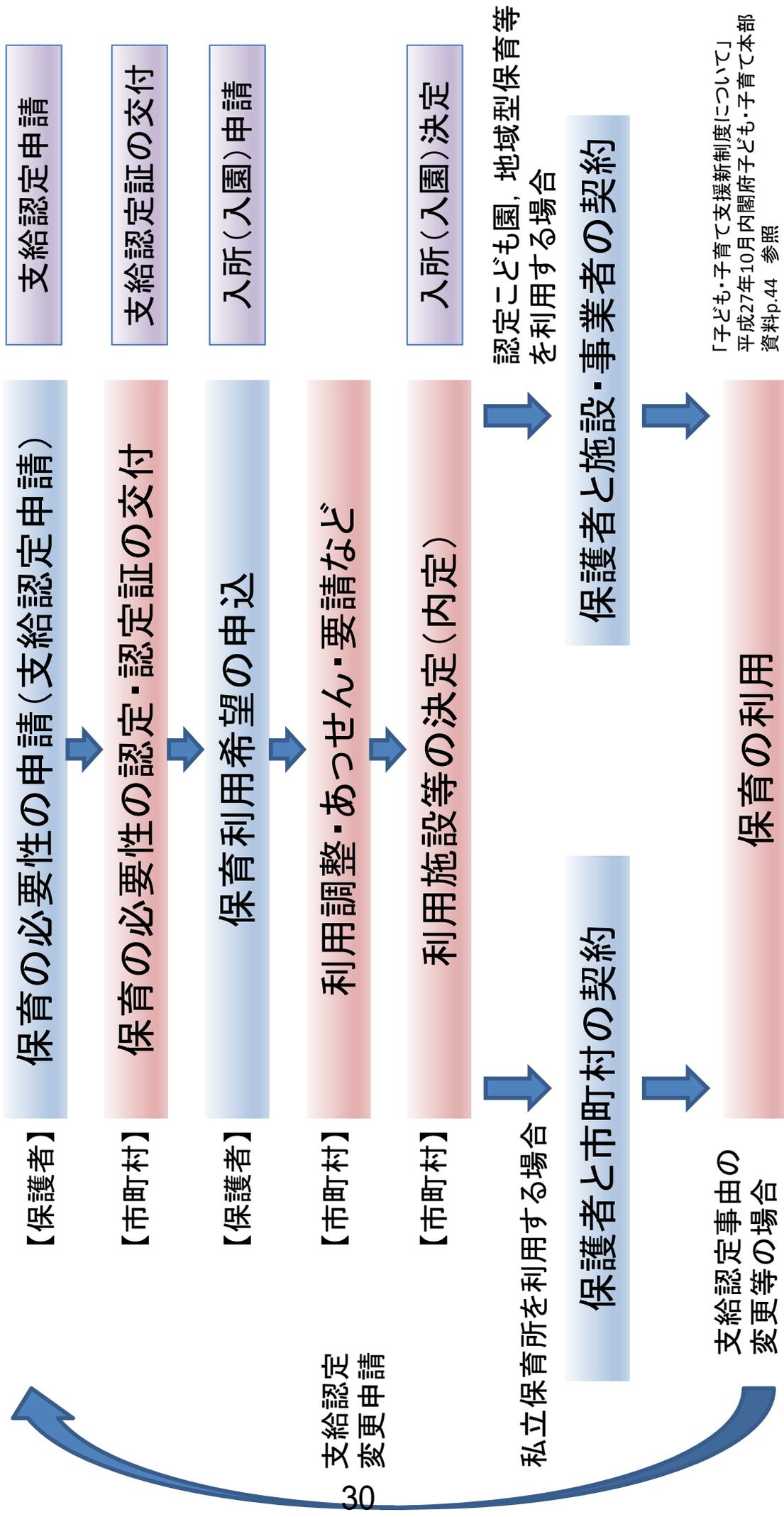
# 別添1 高知市の保育料

各月初日の在籍入所承諾児童の属する世帯の階層区分

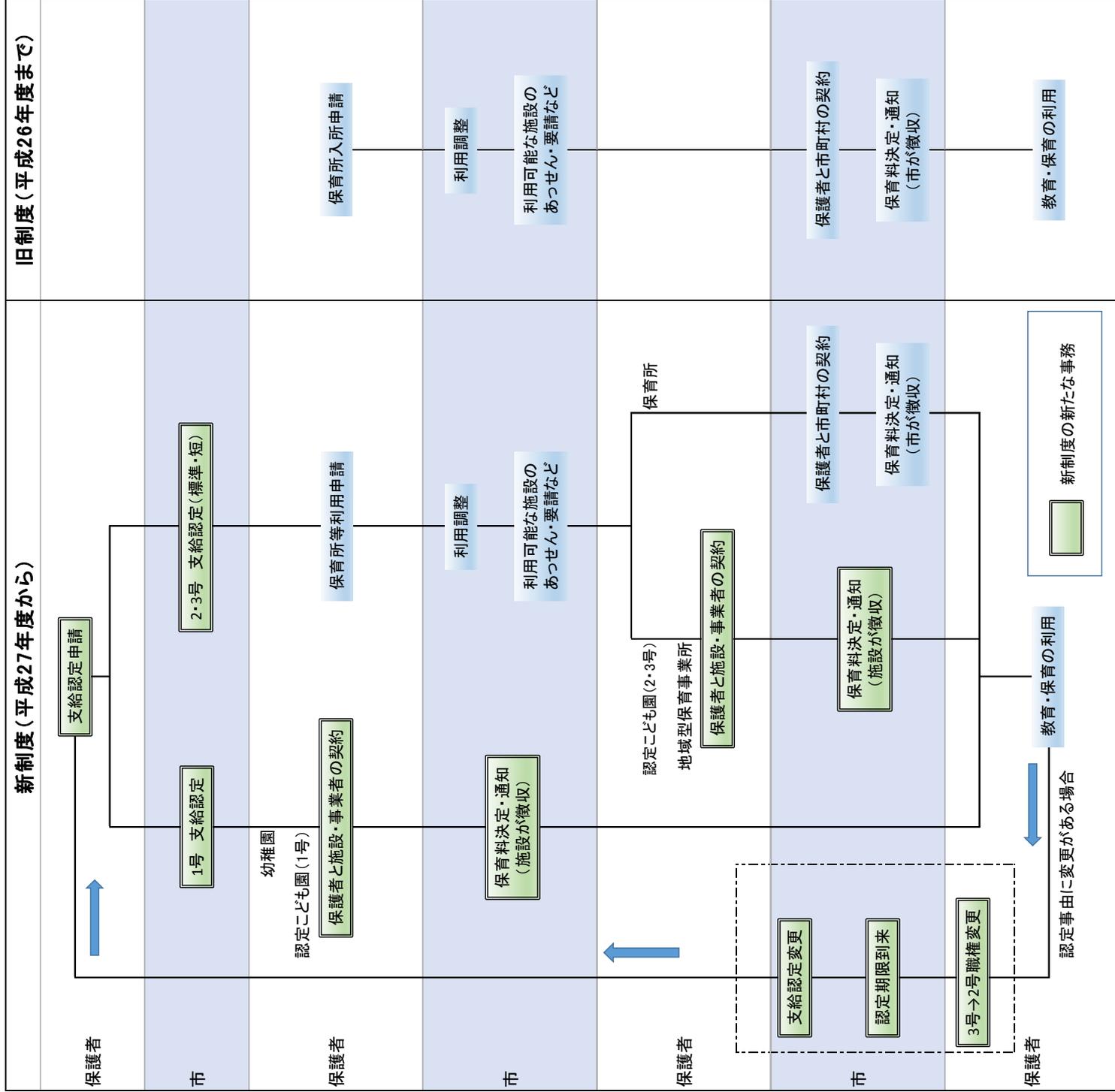
階層区分		保育料月額（円）						国利用者負担（月額）							
		1号認定		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)		教育認定		保育認定		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
		1号認定	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	階層区分	利用者負担額	階層区分	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	①生活保護世帯	0	①生活保護世帯	0	0	0	0		
B	A階層及びD階層を除き市町村民税前年度分の市町村民税非課税世帯の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,500	5,000	4,900	7,000	6,800	②市市民税非課税世帯	3,000	②市市民税非課税世帯	6,000	6,000	9,000	9,000		
C	48,600円未満	3,000	8,000	7,800	10,000	9,800	③市市民税所得割課税額77,100円以下	16,100	③48,600円未満	16,500	16,300	19,500	19,300		
D1	48,600円以上	6,400	13,000	12,700	15,000	14,700	④97,000円未満		うち77,101円未満						
D2	48,600円以上	7,600	20,000	19,600	22,000	21,600	⑤169,000円未満		うち77,101円以上						
D3	57,700円以上	11,500	24,000	23,500	26,000	25,500	⑥301,000円未満								
D4	77,101円未満	12,500	25,000	24,500	27,500	27,000	⑦397,000円未満								
D5	77,101円以上	12,500	25,000	24,500	27,500	27,000	⑧397,000円以上								
D6	87,000円未満	13,500	26,000	25,500	29,000	28,500									
D7	87,000円以上	14,500	27,000	26,500	30,000	29,400									
D8	97,000円未満	15,500	28,000	27,500	37,000	36,300									
D9	97,000円以上	16,500	29,000	28,500	43,500	42,700									
D10	169,000円未満	17,400	30,000	29,400	47,000	46,200									
D11	169,000円以上	19,400	32,000	31,400	54,000	53,000									
D12	211,201円未満	19,400	32,000	31,400	56,000	55,000									
D13	211,201円以上	19,400	32,000	31,400	57,000	56,000									
D14	301,000円未満	19,400	32,000	31,400	57,000	56,000									
D15	301,000円以上	19,400	32,000	31,400	57,000	56,000									
D16	397,000円未満	19,400	32,000	31,400	57,000	56,000									
D17	397,000円以上	19,400	32,000	31,400	57,000	56,000									

市民税の所得割の区分が次の区分に該当する世帯

## 保育認定子どもの施設等の利用手順（イメージ）



# 別添2-② 支給認定手続フロー（施設利用関係）





高知市長様

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 支給認定事由変更届

次の児童の支給認定事由が下記のとおり変更になりましたので、届け出します。

	児童名	保育施設名	生年月日	26年度からの継続
1			平成 年 月 日	
2			平成 年 月 日	
3			平成 年 月 日	

※「26年度からの継続」の欄は26年度以前から入所している場合に○印をつけてください

該当する□にシをして、ご記入ください。※1～4までは2・3号（保育の必要性の認定）を受けている方のみお届けが必要です

1 変更があった家族  父親  母親  その他（ \_\_\_\_\_ ）

2 変更前の支給認定事由

- 就労（退職日：平成 年 月 日／職場名 \_\_\_\_\_）  求職中  育休中  
 出産  病気  看護・介護  就学  その他（ \_\_\_\_\_ ）

3 変更後の支給認定事由

※変更後の入所事由が就労の方は裏面を勤務先に証明していただき、就労以外の方は別紙の申立書及び添付書類も併せて提出してください。用紙は保育施設にお申し出ください。

- 就労（就労開始日：平成 年 月 日）  求職中  育休中  
 出産  病気  看護・介護  就学  その他（ \_\_\_\_\_ ）

4 保育必要量（保育標準時間・短時間）の変更

※短時間から標準時間への変更は保育の必要性を証明する書類及び添付書類が必要です。

＜注意＞支給認定事由の変更に伴い、利用時間を変更される場合は、下記の枠内を必ずご記入ください。

また、変更に伴い、早出・居残り（土曜日を含む）の利用が新たに必要な場合は、保育施設に届出書の提出をお願いします。用紙は保育施設にお申し出ください。

<b>保育必要時間帯について</b> 該当するものにシを入れてください。保育標準時間が必要な場合はその時間帯もご記入ください	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">変更</td> <td style="padding: 2px;">平成 年 月から</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">希望月</td> <td style="padding: 2px;">※変更は最遅で届出の翌月からとなります</td> </tr> </table>	変更	平成 年 月から	希望月	※変更は最遅で届出の翌月からとなります
変更	平成 年 月から				
希望月	※変更は最遅で届出の翌月からとなります				
＜土曜日を除く平日保育＞ <input type="checkbox"/> 保育短時間（各保育施設の定める8時間の時間帯）の利用を希望 <input type="checkbox"/> 保育標準時間の利用が必要（午前 時 分 ～ 午後 時 分） ＜土曜日の保育＞ <input type="checkbox"/> 土曜日の基本の保育時間（午後0時30分まで）を希望 <input type="checkbox"/> 土曜日の基本の保育標準時間の利用が必要（午前 時 分 ～ 午後 時 分） ※各保育施設の開設時間帯の範囲内でご記入ください。 ※認定事由等によっては保育標準時間をご利用できない場合もあります。					
※以下保育施設記載欄（保護者の方が保育標準時間を希望される場合のみ当欄を承認してください。）  早出・居残り届出書の提出に基づいて、 平日 ・ 土曜日 の保育標準時間の利用について承認しました。 <div style="text-align: right;">平成 年 月 日</div> 保育施設名: _____ 園長名: _____					

5 支給認定区分（教育・保育の必要性）の変更

変更前の支給認定  1号  2号

変更後の希望  1号  2号

変更を希望する理由（ \_\_\_\_\_ ）

変更を希望する月（ \_\_\_\_\_ 月からを希望）

※認可保育所をご利用中の方は、1号認定（教育の必要性の認定）を受けることはできません。

# 箕面市における子ども・子育て支援給付の状況

## 1. 児童及び特定教育・保育施設等の状況

※平成28年4月1日現在

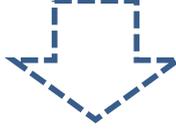
区分	施設等	児童数
就学前児童数	—	8,676
保育所	20	1,868
幼稚園(公私)	33(8)	2,302
認定こども園	17(4)	856
地域型保育	4	48



※地域型保育（小規模保育事業所A型、事業所内保育事業所A型）

平成27年度

施設等	児童数
—	8,675
20	1,776
38(9)	2,391
13(3)	736
3	24



※幼稚園等の「施設等」の（ ）は市内

平成26年度（認可施設）

施設等	児童数
—	8,645
17	1,685
53(11)	2,963
(1)	163
—	—

## 2. 当市における支給認定の状況

区分	H28.4.1	H27.4.1
1号認定	943	893
2号認定	1,127	1,050
3号認定	955	893
合計	3,025	2,836

## 3. 当市における保育料 ※別添1参照

# 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の区分について ～箕面市の支障事例（認定事由の変更と申請手続）～

## 支障事例

認定事由等の変更とそれに伴う支給認定変更申請に係る利用者・事業者・市の手続的負担

保育必要量の変更事由

- 離職・求職 ← → 就労
- 就労先・形態等の変更
- 就労 → 妊娠・出産
- 産休 → 育休 → 復職
- 就労 ← → 疾病 など



支障：保護者、事業者、市の負担増

- 支給認定変更申請（保）・決定（市）
- 支給認定証返還（保）・交付（市）
- 保育必要量変更の園への通知と管理（市）
- 保育料、延長保育料の変更決定（市）
- 保育体制を維持せざるを得ない中、公定価格収入が変動する（事）

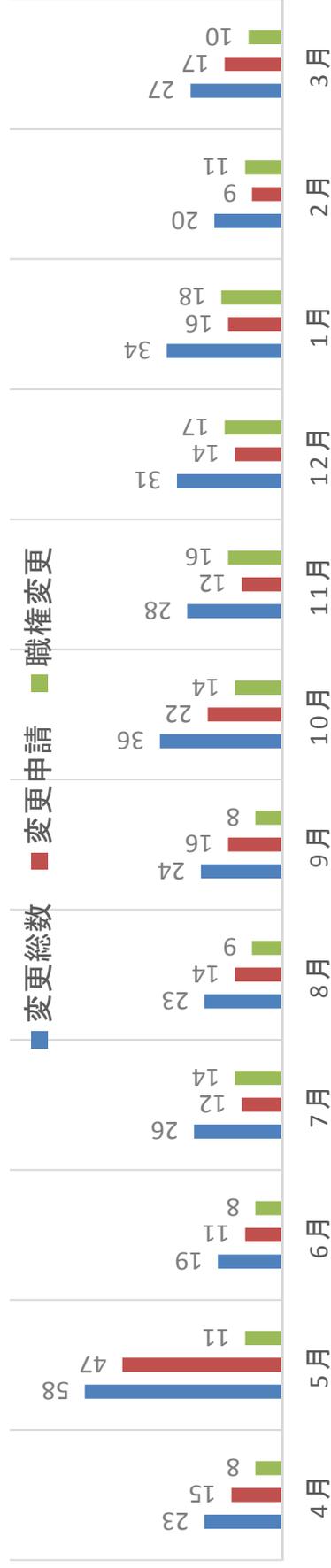
平成27年度変更処理件数

総数	変更申請	職権変更
349	205	144

※1号・2号間の変更を除く

（参考）子ども・子育て支援給付に係る支給認定変更数の当市における推移（平成27年度）

## 支給認定変更数推移



## 【保育所・認定こども園(保育利用コース)対象】

### 利用者負担額一覧表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(保育料の月額)						
		3歳未満児の場合		3歳児の場合		4歳児以上の場合		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及びその他市長が認めた世帯で市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B2	市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
C1	市町村民税均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,000円	6,900円	6,300円	6,200円	6,300円	6,200円	
C2	A階層を除き、市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	6,000円未満	8,700円	8,600円	8,000円	7,900円	8,000円	7,900円
C3		6,000円以上 48,600円未満	9,600円	9,500円	9,000円	8,900円	9,000円	8,900円
C4		48,600円以上54,000円未満	11,400円	11,300円	10,800円	10,700円	10,800円	10,700円
C5		54,000円以上60,000円未満	13,200円	13,000円	12,300円	12,100円	12,300円	12,100円
C6		60,000円以上75,000円未満	15,200円	15,000円	14,200円	14,000円	14,200円	14,000円
C7		75,000円以上89,000円未満	18,700円	18,500円	17,800円	17,600円	17,800円	17,600円
C8		89,000円以上102,000円未満	23,400円	23,100円	22,500円	22,200円	22,500円	22,200円
C9		102,000円以上122,000円未満	29,400円	29,000円	28,300円	27,900円	25,800円	25,400円
C10		122,000円以上141,000円未満	35,300円	34,800円	30,500円	30,000円	26,500円	26,100円
C11		141,000円以上162,000円未満	39,200円	38,700円	31,700円	31,200円	27,200円	26,800円
C12		162,000円以上182,000円未満	42,200円	41,600円	31,900円	31,400円	27,400円	27,000円
C13		182,000円以上202,000円未満	46,000円	45,400円	32,300円	31,800円	27,700円	27,300円
C14		202,000円以上271,000円未満	48,200円	47,500円	32,800円	32,300円	28,200円	27,800円
C15		271,000円以上318,000円未満	52,300円	51,600円	33,400円	32,900円	28,800円	28,400円
C16		318,000円以上364,000円未満	56,500円	55,700円	34,100円	33,600円	29,200円	28,800円
C17		364,000円以上397,000円未満	59,800円	59,000円	34,600円	34,100円	29,600円	29,200円
C18		397,000円以上	69,400円	68,400円	34,600円	34,100円	29,600円	29,200円

●「保育標準時間」「保育短時間」については、別紙「保育必要量の認定について」をご覧ください。

●年齢は、4月1日時点の区分となります。

●きょうだいで保育施設を利用する場合の保育料については「4. 多子世帯の保育料の軽減」をご確認ください。

## 【小規模保育施設・事業所内保育施設対象】

### 利用者負担額一覧表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(保育料の月額)						
		3歳未満児の場合		3歳児の場合		4歳児以上の場合		
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及びその他市長が認めた世帯で市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B2	市町村民税非課税世帯	1,900円	1,900円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
C1	市町村民税均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	6,700円	6,600円	6,000円	5,900円	6,000円	5,900円	
C2	A階層を除き、市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	6,000円未満	8,300円	8,200円	7,600円	7,600円	7,600円	
C3		6,000円以上 48,600円未満	9,200円	9,100円	8,600円	8,500円	8,600円	8,500円
C4		48,600円以上54,000円未満	10,900円	10,800円	10,300円	10,200円	10,300円	10,200円
C5		54,000円以上60,000円未満	12,600円	12,400円	11,700円	11,500円	11,700円	11,500円
C6		60,000円以上75,000円未満	14,500円	14,300円	13,500円	13,300円	13,500円	13,300円
C7		75,000円以上89,000円未満	17,800円	17,600円	17,000円	16,800円	17,000円	16,800円
C8		89,000円以上102,000円未満	22,300円	22,000円	21,400円	21,100円	21,400円	21,100円
C9		102,000円以上122,000円未満	28,000円	27,600円	26,900円	26,600円	24,600円	24,200円
C10		122,000円以上141,000円未満	33,600円	33,100円	29,000円	28,500円	25,200円	24,800円
C11		141,000円以上162,000円未満	37,300円	36,800円	30,200円	29,700円	25,900円	25,500円
C12		162,000円以上182,000円未満	40,100円	39,600円	30,400円	29,900円	26,100円	25,700円
C13		182,000円以上202,000円未満	43,700円	43,200円	30,700円	30,300円	26,400円	26,000円
C14		202,000円以上271,000円未満	45,800円	45,200円	31,200円	30,700円	26,800円	26,500円
C15		271,000円以上318,000円未満	49,700円	49,100円	31,800円	31,300円	27,400円	27,000円
C16		318,000円以上364,000円未満	53,700円	53,000円	32,400円	32,000円	27,800円	27,400円
C17		364,000円以上397,000円未満	56,900円	56,100円	32,900円	32,400円	28,200円	27,800円
C18		397,000円以上	66,000円	65,000円	32,900円	32,400円	28,200円	27,800円

●「保育標準時間」・「保育短時間」については、別紙「保育必要量の認定について」をご覧ください。

●年齢は、4月1日時点の区分となります。

●きょうだいで保育施設を利用する場合の保育料については「4. 多子世帯の保育料の軽減」をご確認ください。

# 支給認定の変更手続きのご案内

箕面市教育委員会子ども未来創造局幼児教育保育室  
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1(子ども総合窓口)  
電話 072-724-6791/FAX :072-721-9907

## 1. 認定変更申請について

保育所、認定こども園、小規模保育施設、公立幼稚園などの利用についてすでに支給(1号~3号)認定を受けており、その内容を変更したい場合は、以下の手続きをしてください。

## 2. 変更事項

- |                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| (1) 支給認定区分          | (1号→2号 または 2号→1号)               |
| (2) 保育必要量           | (保育短時間→保育標準時間 または 保育標準時間→保育短時間) |
| (3) 保育を必要とする事由      | (出産や病気 他)                       |
| (4) 勤務先の変更          |                                 |
| (5) 世帯の該当状況         | (ひとり親世帯、在宅障害児(者)世帯、生活保護受給者世帯 他) |
| (6) 保育または教育を必要とする期間 |                                 |
| (7) その他             | (結婚、離婚、祖父母等の同居 他)               |

※ 上記以外の変更(住所・氏名など)については届出用紙が異なります。

※ (1)(2)の変更については、原則就労状況の変更(就職、転職、復職等)による場合のみの受付となります。



## 3. 申請書類

子ども一人につき申請書1枚を提出してください。

### (1) 支給認定変更申請書

- 住所、氏名欄は、住民登録の内容と相違ないように記入してください。  
(必ず郵便が届くように部屋番号等まで正しく記入してください。)

- 子どもの年齢欄には、在籍年度の4月1日現在の満年齢を記入してください。

### (2) 変更に関係する添付書類 (支給認定変更申請書の添付書類欄をご確認ください。)

## 4. 手続き方法

変更手続きは、随時受け付けています。

子ども総合窓口(市役所別館2階)で、変更の申込みをしてください。

(郵便での申込みは受け付けておりません。)

**申込みの際は、申請者のマイナンバー通知カードと本人確認書類をお持ちください。**

[本人確認書類]

- 1点でよい書類: 運転免許証、パスポート等
- 2点必要な書類: 健康保険証、年金手帳等

## 5. 注意事項

変更したい事項により、**提出の締切りが異なります**。詳しくは、支給認定申請書の提出期限欄をご確認ください。

申込みに虚偽の記入または申告があった場合は、支給認定が取り消されることがあります。

## 保育必要量の認定について

保育必要量とは、保育認定にかかる子どもが、保育所などの保育施設を利用できる時間を示すもので、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等に合わせて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。

保育必要量	認定の例	保育が利用できる時間
保育標準時間	<u>1か月の勤務時間が概ね120時間以上のかた</u> 例：父母のいずれもがフルタイムで就労 ：ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労 <u>産前・産後の保育利用のかた</u>	<b>最長11時間／日</b> (ただし、別途延長保育が利用できます。)
保育短時間	<u>1か月の勤務時間が概ね120時間未満のかた</u> 例：父母の両方またはいずれかがパートタイムで就労 ：ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労 <u>育児休業中の継続利用のかた</u> <u>求職活動中で保育利用のかた</u>	<b>最長8時間／日</b> (ただし、別途延長保育が利用できます。)

- 1か月の勤務時間が120時間未満の場合でも、勤務時間帯により延長保育の利用が常態的と判断される場合は、保育標準時間に認定することになります。
- 疾病・介護・災害の復旧等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断したうえで認定します。
- 保育必要量の認定変更が必要な場合は、前月15日までに幼児教育保育室へ申請してください。

### ●実際の保育施設のご利用にあたって

- 開所時間内で「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類の「利用時間帯」があります。
- 認定した保育必要量の利用時間帯を越えて保育を利用する場合は、延長保育となります。なお一部の延長保育時間帯は通常の保育料とは別に延長保育料が必要です。(下図を参照してください。)  
(認定こども園の場合は、それぞれの園で利用時間帯と延長保育料が設定されます。)
- 認定に応じた利用時間帯の範囲内で、保護者の実際の就労や通勤等のため必要な時間について利用してください。(育休中や求職中などの場合は、利用時間短縮のご協力をお願いすることがあります。)

延長保育料の料金設定について		7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30
保育標準時間 認定	延長保育	保育標準時間認定のかたの利用可能な時間帯									230 円	120 円
	保育短時間 認定	延長保育			保育短時間認定のかたの利用可能な時間帯			延長保育			230 円	230 円

※19:01以降の延長保育は、一部の園のみで実施  
 ※第2子約半額、第3子無料です。  
 ※保育料が0円の世帯は延長保育料も0円です。

支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先) 箕面市教育委員会教育長

支給認定変更申請に関して、箕面市教育委員会教育長が必要な市民税の情報（同居者を含む。）、生活保護の適用状況及び児童手当・児童扶養手当の受給状況を各所管部署に対し確認すること、また、決定した変更内容及び利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意し、次のとおり申請します。

保護者（申請者）	
住所	
氏名	児童との続柄 ( )
生年月日	
個人番号 (マイナンバー)	
日中連絡先	(父・母・他)
	(父・母・他)

※申請者の本人確認書類をお持ちのうえ申請してください。

申請対象児童	フリガナ 氏名	生年月日	年4月1日 現在の年齢	保護者 との続柄	性別
		年 月 日			
		個人番号 (マイナンバー)			
		現在利用中の施設		利用開始年月日	
				年 月 日	

以下の該当する変更事項に☑ をし、記入してください。

変更事項	現在	変更申請内容	提出期限	添付書類 (認定証と下記書類)
☐支給認定区分	<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 2号	前月 10日 〆切	勤務証明並びに 申告書ほか
	<input type="checkbox"/> 2号	<input type="checkbox"/> 1号	前月 15日 〆切	—
☐保育必要量	<input type="checkbox"/> 保育短時間	<input type="checkbox"/> 保育標準時間		随時
	<input type="checkbox"/> 保育標準時間	<input type="checkbox"/> 保育短時間	—	
☐保育を必要とする事由 (☐父 ☐母)	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 災害の復旧 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 育休継続	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 災害の復旧 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 育休継続	随時	勤務証明並びに申告書 診断書 母子手帳のコピー ほか必要書類
☐勤務先の変更 (☐父 ☐母)	勤務先 所在地 連絡先	勤務先 所在地 連絡先		勤務証明並びに申告書
☐世帯の該当状況	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 上記該当なし	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> 上記該当なし		受給者証など 必要書類
☐認定期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日		—
変更開始年月日	年 月 日			

事務処理欄

本人確認書類

- 1点でよいもの     運転免許証     個人番号カード     パスポート     その他  
 2点必要なもの     健康保険証     通帳・カード     その他